

福島区区政会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 53 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、福島区区政会議（以下「区政会議」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(委員の構成及び定数)

第3条 委員は、地域団体より推薦された者から選定する委員、公募により選定する委員及び学識経験を有する者その他区長が適当と認める者から選定する委員から構成する。

2 区政会議の委員の定数は、33 人とする。

3 前項の委員の定数のうち、公募により選定する委員の定数は、4 人とする。

(委員の選定方法等)

第4条 地域団体より推薦された者から選定する委員は、地域活動協議会等区長が指定した地域団体から委員候補者として推薦を受けた者について、選定する。

2 公募により選定する委員は、別に定めて公示する区政会議委員公募手続事務要領により、選考の結果に基づき選定する。

3 学識経験を有する者その他適当と認める者から選定する委員は、区長において選定する。

4 委員としての業務の委託を行った場合又は委員としての業務の委託を解除した場合（委員の任期が満了した場合を除く。）は、当該委員の氏名を公示するものとする。

(開催の回数)

第5条 区長は、各年度、少なくとも 2 回、区政会議を開催するものとする。

(部会の開催)

第6条 次の表の左欄に掲げる事項についてより専門的な意見交換を行うことにより、効果的かつ効率的な区政会議の議論に資するため、区政会議の部会として、同表の右欄に掲げる部会を開催する。

防災・防犯・地域まちづくり等に関する事項	市民協働部会
子育て・健康づくり・福祉・総務等に関する事項	保健福祉・総務部会

2 前項の部会の委員の定数及び部会に参加する委員は、委員の希望を勘案し、区長が定める。

- 3 各部会に参加する委員は、その互選により議長を選任するものとする。
- 4 部会の議長は、各部会を主宰する。
- 5 部会の議長は、委員の任期中その任に当たるものとする。
- 6 部会は、議長を含む委員の定数の2分の1以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 7 その他部会の運営については、条例第5条第2項、第6条第1項、第7条第6項、第8条及び第11条第1項の規定、同項に基づく市規則の規定並びに次条の規定の例により行う。

(会議の公開の方法等)

第7条 条例第7条第6項本文に基づく会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- (1) 会議の開催の都度、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
 - (2) 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、公表に適しない情報が記録されているもの等については、配布しないものとする。
 - (3) 会議を円滑に運営するため、会議において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
 - (4) 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、会議を主宰する者の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。
 - (5) 会議に関する報道機関の取材に対して配慮するものとする。
- 2 公開する会議の開催に当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、開催日時、場所、議題その他必要な事項を、区役所の掲示場に掲示するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- 3 公開する会議の開催に当たっては、前項に定めるもののほか、必要に応じて、報道機関への情報提供などの方法により、開催日時、場所、議題その他必要な事項の周知に努めるものとする。
- 4 条例第7条第6項ただし書に基づき会議を公開しないことについては、区政会議において決定するものとする。
- 5 前項に基づき会議を公開しないこととした場合は、その理由を明らかにするものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。なお、福島区区政会議開催要綱（平成23年7月26日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例

制定 平 25. 3. 29 条例 53

施行 平 25. 6. 1

(目的)

第1条 この条例は、各区において区政会議がその目的に即して適切に運営されるようにするため、区政会議の運営に関し各区に共通する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「区政会議」とは、各区において、区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当理事（以下単に「区長」という。）の所管に属する施策及び事業（以下「基礎自治に関する施策等」という。）について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議をいう。

2 この条例において「区民等」とは、当該区の区域内に住所を有する者、当該区の区域内に存する学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。）に在学する者、当該区の区域内に事務所を有する会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社をいう。）、官公署その他の団体に属する者及び当該区の区域内において事業を営む者をいう。

(基本原則)

第3条 区の区域内の基礎自治に関する施策等を実施するに当たっては、区民等の多様な意見を的確に把握するための様々な方法を用いるほか、この条例の定めるところにより、区政会議において、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを基本とするものとする。

(委員)

第4条 本市は、次条各項又は第6条第3項の規定による区長の求めに応じ、区政会議において意見を述べる業務を、次に掲げる者のうちから区長が選定した者(以下「委員」という。)に委託する。

(1) 区民等

(2) 学識経験を有する者その他区長が適当と認める者

2 委員の定数は、市規則で定める基準に従い、区長が定める。

3 区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 委員の任期(第1項の規定により業務を委託する期間をいう。以下同じ。)は、2年とする。ただし、他の委員の任期中に新たに選定される委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

5 委員は、連続して3回以上選定されることができない。

6 委員には、報償金その他の業務の対価を支払わないこととすることができる。

7 本市は、次のいずれかに該当することとなったときは、委員としての業務の委託を解除することができるものとする。

(1) 委員が心身の故障のため委員としての業務の執行ができないと区長が認めるとき

(2) 委員が区政会議の場において又は区政会議の委員の名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次のアからオまでに掲げる行為をしたとき

ア 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為

イ 署名運動

ウ 寄附金その他の金品の募集又は配布

エ 会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用

オ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布

- (3) 第1項第1号の規定により選定された委員が区民等でなくなったとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員がその適格性を欠くと区長が認めるとき

(委員の意見を求める事項)

第5条 区長は、次に掲げる事項については、区政会議において委員の意見を求めるものとする。

- (1) 区の総合的な計画に関する事項
 - (2) 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算に関する事項
 - (3) 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なものの実績及び成果の評価その他区政運営の総合的な評価に関する事項
- 2 前項に定めるもののほか、区長は、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関し必要と認める事項について、区政会議において委員の意見を求めることができる。

(招集)

第6条 区政会議は、区長が招集する。

- 2 区政会議の委員のうち委員の定数の4分の1以上の者は、区長に対し、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関し区政会議において委員の意見を求めるべき事件を示して区政会議の招集を請求することができる。
- 3 区長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく区政会議を招集し、当該事件について委員の意見を求めなければならない。

(議事)

第7条 区政会議の委員は、その互選により議長及び副議長を選任するものとする。

- 2 議長は、区政会議を主宰する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき又は議長に事故があるときは、区政会議を主宰する。
- 4 議長及び副議長は、委員の任期中それぞれその任に当たるものとする。
- 5 区政会議は、議長(議長に事故がある場合又は議長が欠けた場合にあつては、第3項の規定により区政会議を主宰する副議長)を含む委員の定数の2分の1以上の委

員が出席しなければ、これを開くことができない。

- 6 区政会議は、公開する。ただし、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)第7条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できないと認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。

(大阪市会議員等関係者の出席)

第8条 大阪市会議員は、選出された選挙区の区の区政会議に出席し、区政会議における議論に資するために必要な助言をすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、区長は、必要があると認めるときは、関係者の区政会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(区長が講ずるべき措置等)

第9条 区長は、区政会議における委員の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、区長が前項の規定による措置を講ずることができるようできる限り配慮するものとする。

(決議があった場合の取扱い)

第10条 区政会議において、第4条第1項の規定により委託した業務とは別に、委員間での自発的な議論に基づき、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関する事項に関し委員の定数の3分の2以上の多数をもって決議がされたときは、区長は、これを尊重し、その権限の範囲内において適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により区長が講ずる措置について準用する。

(会議録及び運営状況の公表)

第11条 区長は、市規則で定めるところにより、区政会議の開催の都度、遅滞なく会議録(第7条第6項ただし書の規定により区政会議が公開されなかったときは、議事要旨)を作成し、区役所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利

用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、区長は、市規則で定めるところにより、毎年度、区政会議の運営の状況を公表しなければならない。

(区長への委任等)

第12条 この条例に定めるもののほか、区政会議の運営に関する事項は、区長が定める。

- 2 区長は、第4条第2項の規定により委員の定数を定めたとき及び前項の規定により区政会議の運営に関する事項を定めたときは、これらを公示するほか、広く区民等に周知するための措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に区における総合行政の推進に関する規則(平成元年大阪
市規則第59号)第12条に定めるところに従い区政会議の委員として選任されている
者は、第4条第1項から第3項までの規定により委員に選定されたものとみなす。
この場合において、当該委員の任期は、この条例の施行の日から平成25年9月30
日までとする。
- 3 前項の規定により委員とみなされた者が引き続き平成25年10月1日をその任期
の始期とする委員に選定される場合には、第4条第5項の規定の適用については、
この条例の施行の日から平成27年9月30日までの間を連続する1回の任期とみな
す。
- 4 この条例の施行の日前に区における総合行政の推進に関する規則第12条に定め
るところに従い開催された区政会議において委員の意見を求めた第5条第1項各号
に掲げる事項については、同項の規定により意見を求めたものとみなす。

区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則

制定 平 25. 5. 29 規則 146

(趣旨)

第1条 この規則は、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 53 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項及び第 11 条の規定に基づき、区政会議の委員の定数に係る基準並びに区政会議の会議録又は議事要旨の作成及び公表並びに区政会議の運営の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(区政会議の委員の定数に係る基準)

第3条 区政会議の委員の定数は、10 人以上 50 人以下の範囲内で区長が定める。

2 公募等（公募その他の広く区民等のうちから委員を選定する方法をいう。以下同じ。）による委員（当該委員が任期満了後に引き続き選定された場合を含む。）の定数は、委員の定数の 10 分の 1 未満であってはならない。

(会議録等の作成及び公表)

第4条 条例第 11 条第 1 項の会議録には、次に掲げる事項を記載し、区政会議において配布された資料（以下「配布資料」という。）を添付するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席した者の氏名

(3) 委員に意見を求めた事項

(4) 発言者の氏名及びその発言の内容

(5) 条例第 10 条第 1 項の決議がされた場合にあっては、当該決議の内容

2 条例第 11 条第 1 項の議事要旨には、前項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事項のほか、発言者の氏名及びその発言の要旨を記載し、配布資料を添付するものとする。ただし、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）第 7 条に規定する非公開情報に該当するものその他公開しないことについて公益上必要があると認められるものについては、記載又は添付をしないものとする。

3 前 2 項の会議録又は議事要旨は、これを作成した日から当該会議録又は議事要旨に係る区政会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までの間、公表するもの

とする。

- 4 条例第 11 条第 1 項の規定による閲覧は、区役所の執務時間中に区長の指定する場所において行うものとする。
- 5 条例第 12 条第 1 項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合の当該部会の会議録又は議事要旨の公表については、前各項の規定を準用する。

(区政会議の運営状況の公表)

第 5 条 条例第 11 条第 2 項の規定による公表は、毎年 11 月末日までに、前年の 10 月 1 日からその翌年の 9 月 30 日までの期間（以下「対象期間」という。）に係る次に掲げる事項について、当該事項を記載した書面を公示するとともに、当該書面を区役所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行う。

- (1) 対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間
 - (2) 区政会議の開催の日時及び場所並びに区政会議が条例第 6 条第 2 項の規定による請求により招集された場合にあっては、その旨
 - (3) 区政会議において委員に意見を求めた事項
 - (4) 条例第 9 条第 1 項の規定により区長が講じた措置の内容
 - (5) 条例第 10 条第 1 項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由
 - (6) 条例第 12 条第 1 項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項
- 2 前条第 4 項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間における公募等による委員の定数に係る第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項中「による委員」とある

のは、「による委員（この規則の施行の際現に区における総合行政の推進に関する規則（平成元年大阪市規則第59号）第12条に定めるところに従い公募等により区政会議の委員として選任されていた者で、条例附則第3項の規定の適用を受ける者を含む。）」とする。

- 3 平成25年度に行う条例第11条第2項の規定による公表に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「前年の10月1日からその翌年の9月30日まで」とあるのは「平成25年6月1日から同年9月30日まで」とする。